

令和6年1月10日

保護者の皆様

豊見城市立ゆたか小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類に変更になりましたが、本校においてはそれ以降も、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、「同居家族が新型コロナウイルスに感染した際に、児童が欠席した場合は出席停止とする」としてきました。

昨年度11月末頃より、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていることから、今後は下記のとおり対応することとしますので、ご理解の程お願いいたします。

記

変更事項

(1) 児童の同居家族等が新型コロナに感染した場合

<これまで> お休みさせる場合は、出席停止扱いとなります。

↓

<これから> お休みさせる場合は、欠席扱いとなります。

※ インフルエンザ等、他の感染症と同じ扱いです。
(児童本人が罹患して休む場合は、出席停止扱いとなります。)

※ その他

(1) インフルエンザ注意報が発令されています。

① 今後も、日頃から手洗い・うがいをするなど感染予防対策をお願いします。

(2) 裏面に、児童がインフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止期間早見表を掲載しています(5月9日に配布したものと同一ものです)。

裏面もご確認ください。

発熱等の症状がある場合の出席停止期間早見表

1 新型コロナウイルス感染症の場合

(1) 有症状

発症日を0日とし5日間、かつ症状軽快後1日経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症	⇒ 症状軽快				⇒	登校可能				
発症	⇒	症状軽快			⇒	登校可能				
発症		⇒	症状軽快		⇒	登校可能				
発症			⇒	症状軽快	⇒	登校可能				
発症				⇒	症状軽快	⇒	登校可能			
発症					⇒	症状軽快	⇒	登校可能		

※症状軽快とは、解熱剤等を使用せずに解熱しており、風邪症状が改善した場合をいいます。

(2) 無症状

検体採取日を0日として、5日間

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
検体採取					⇒	登校可能				

(3) 無症状から有症状になった場合

有症状となった日（発症した日）を0日として、上記(1)有症状の場合が適用されます。

2 インフルエンザの場合

発熱した日を0日とし5日間、かつ解熱後2日経過するまで

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発熱	⇒ 解熱				⇒	登校可能				
発熱	⇒	解熱			⇒	登校可能				
発熱		⇒	解熱		⇒	登校可能				
発熱			⇒	解熱	⇒	登校可能				
発熱				⇒	解熱	⇒	登校可能			
発熱					⇒	解熱	⇒	登校可能		

※解熱とは、解熱剤を使用せずに、解熱した場合をいいます。

※ 参考事項

風邪などで休んだ場合は、解熱剤を使用せずに解熱した翌日より登校可能です。この場合、休んだ期間は欠席扱いとなります。

※ 病名等によって、この通りとならない場合があります。また、医師の指示がある場合は、それに従って下さい。